ビューティ＆ウェルネス専門職大学入学前の既修得単位の認定に関する規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、ビューティ＆ウェルネス専門職大学（以下「本学」という。）学則第３５条の規定に基づき、新たに本学に入学した場合（編入学を含む）における当該学生の既修得単位の認定（以下「単位認定」という。）について定める。

（単位認定の範囲）

第２条　単位認定は合計で６０単位以内において、教育上有益な場合かつ本人の学力・技術力が相当と認められる場合に限り、各授業科目について行う。

２　前項において、実務経験による単位の認定は３０単位までとする。

（単位認定の手続き）

第３条　単位認定は、本人の願い出に基づき、教務委員会において認定に関する資料を作成し、教授会の議を経て、学長が行う。

２　前項の手続きは、入学年次の所定の期間内に限り行うものとする。

（修業年限）

第４条　単位認定による、修業年限の短縮は行わない。

附　　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。